

平成 19 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名	コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 外村 直久
コード番号	2580（東証第一部・名証第一部）
問 合 せ 先	総務人事部長 植野 頌之助 電話番号 045(222)5850

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 6 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の施行に伴い、次のとおり変更を行うものであります。
  - ① 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容について、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。（変更案第 4 条、第 7 条および第 9 条第 1 項）
  - ② 株主総会における議決権の代理行使に際して、株主総会運営の効率化を図るため、代理人の員数を定めるものであります。（変更案第14条）
  - ③ 取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により、同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合には、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、取締役会の機動的な運営を実現するため、規定の新設を行うものであります。（変更案第22条第 2 項）
  - ④ その他、会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更等所要の変更を行うものであります。
- (2) 周知性の向上および手続の合理化を図るため、電子公告制度を採用するとともに、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合の公告方法を定めるものであります。（変更案第 5 条）
- (3) 取締役および監査役が職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除すること、ならびに社外取締役および社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できるよう規定の新設を行うものであります。（変更案第24条および第32条）

なお、第24条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日 (木)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ～ (条文省略) 第 3 条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式および端株</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、342,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の買受け) 第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を買受けることができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第 7 条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ～ (現行のとおり) 第 3 条</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式および端株</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、342,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、</u>当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者および端株主とすることができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いおよびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。ただし、代表取締役に差し支えあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 (現行第10条のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集する。ただし、代表取締役に差し支えあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主（実質株主を含む。以下同じ。）1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p> <p>2. 代表取締役は当社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第19条 ～ (条文省略)</p> <p>第20条</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 (現行第15条のとおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は当社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第20条 ～ (現行第19条～第20条のとおり)</p> <p>第21条</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)  <u>第22条</u> <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した取締役および出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(取締役会規程)  第23条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)  <u>第24条</u> (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)  第25条 監査役は、株主総会において選任する。  2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)  第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。  2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)  第27条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を定める</u>。また、常勤監査役のなかから常任監査役を定めることができる。</p> <p>第28条  ～ (条文省略)  第29条</p> <p>(監査役会の議事録)  <u>第30条</u> <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会規程)  第23条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の責任免除)  <u>第24条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)  第25条 (現行第24条のとおり)</p> <p>(監査役の選任)  第26条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)  第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。  2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)  第28条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。また、常勤監査役のなかから常任監査役を選定することができる。</p> <p>第29条  ～ (現行第28条～第29条のとおり)  第30条</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程) 第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第32条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第33条 当社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、これを支払う。</p> <p>(中間配当) 第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間) 第35条 利益配当金および中間配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払いの利益配当金および中間配当には、利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>(商号使用の条件) 第1条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会規程) 第31条 (現行のとおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、</u> <u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、</u> <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第33条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第34条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(中間配当) 第35条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第36条 <u>期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> 2. 未払いの<u>期末配当金および中間配当金</u>には、利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>(商号使用の条件) 第1条 (現行のとおり)</p>